

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 11 月 28 日 (火) 第 469 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定予定の通知 (3件)	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	2
○救急病院等の認定	(保健医療福祉課取扱い)	3
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い)	3
○公共測量の実施 (5件)	(監理課取扱い)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課取扱い)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(鹿児島地域振興局取扱い)	5
	選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会取扱い)	5
	公安委員会告示	
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い)	7

告 示

鹿児島県告示第865号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市宮里町字月見田3109番1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は, 定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第866号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林

として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町鳥丸字竹下1054番3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第867号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町神子字堂ヶ迫4408番1, 4410番1, 4410番7, 4410番8
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第868号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町白男川字本屋敷3845番6, 3851番3, 3851番13, 3851番14, 泊野字土地748番1, 748番5, 字狩集1763番1, 1763番4, 字高峯5213番8, 二渡字大山口3584番, 3598番1, 3600番, 3601番1, 字谷水5679番, 字永山5987番1から5987番3まで, 字吐合5988番1から5988番3まで, 6050番1から6050番4まで, 6067番1から6067番4まで, 6070番1
- 2 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第869号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和5年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	国分生協病院	霧島市国分中央三丁目 38番14号	令和5年11月1日から 令和8年10月31日まで

鹿児島県告示第870号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住 所
鹿児島県肥第1352号	令和8年8月31日	魚廃物加工肥料	まるち1号	窒素全量 5.5 りん酸全量 5.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

鹿児島県告示第871号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年8月25日から令和6年3月22日まで
- 3 作業の地域 西之表市榕城地内

鹿児島県告示第872号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 25 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 西之表市住吉地内

鹿児島県告示第873号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 10 月 4 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 西之表市安納地内

鹿児島県告示第874号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 10 月 11 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 三島村黒島地内

鹿児島県告示第875号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 11 月 20 日から令和 6 年 2 月 16 日まで
- 3 作業の地域 霧島市隼人町野久美田地区

鹿児島県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 11 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字蛸原崎11番1地先から同市寄田町字小比良885番27地先まで	前	7.4～54.4	3,426.0
			前	8.8～83.1	3,161.4
			後	8.8～83.1	3,161.4

鹿児島県告示第877号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定

により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備えて縦覧に供する。

令和5年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
湯湾岳地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	始良市加治木町木田字弥勒2441番1
	2号	始良市加治木町木田字弥勒2448番
	3号 4号	始良市加治木町木田字弥勒2450番16
	5号	始良市加治木町木田字弥勒2450番4
	6号 7号	始良市加治木町木田字弥勒2457番11
	8号	始良市加治木町木田字弥勒2457番1

鹿児島地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年11月28日

鹿児島地域振興局長 森哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションいきる	日置市伊集院町郡一丁目29番地第2コーポ大八102号	合同会社愛翔ファーム	日置市伊集院町郡一丁目29番地第2コーポ大八102号	大山 龍香	令和5年8月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年11月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鹿児島市の未来を考える会	宏洲 千秋	松元 良文	鹿児島市武一丁目24-3	令和5年10月10日
角さだみ後援会	角 貞己	角 貞己	南九州市川辺町高田3385-1	令和5年10月13日
叶こうじ後援会	叶 幸治	叶 志保	奄美市名瀬浦上町21-2	令和5年10月10日

和るりか後援会	仙田 隆宜	宮山 清和	鹿児島市山下町 4-18	令和 5 年 10 月 2 日
わきた彰一後援会	脇田 彰一	脇田 彰一	鹿児島市東俣町 3829-6	令和 5 年 10 月 2 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党阿久根市支部	木下 孝行	主たる事務所の所在地	阿久根市大丸町 14-5	阿久根市西目 1032	令和 5 年 10 月 23 日
		会計責任者の氏名	白坂 元樹	山口 士郎	
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第十七支部	岩重 礼	主たる事務所の所在地	鹿児島市伊敷台 1-28-6	鹿児島市伊敷一丁目 8-40-2F	令和 5 年 10 月 2 日
自由民主党鹿児島県水産団体支部	宮内 和一郎	主たる事務所の所在地	鹿児島市城南町 37 番地 2	鹿児島市鴨池新町 11-1	令和 5 年 10 月 23 日
自由民主党鹿児島県マルイ支部	梶 操	会計責任者の氏名	廣島 裕二	富永 亮	令和 4 年 10 月 1 日
自由民主党龍郷町支部	前田 豊成	会計責任者の氏名	高橋 研太郎	平岡 馨	令和 5 年 4 月 1 日
日本共産党鹿児島地区委員会	桂田 美智子	会計責任者の氏名	永田 義人	桂田 美智子	令和 5 年 10 月 1 日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岩重あや後援会	岩重 礼	主たる事務所の所在地	鹿児島市伊敷台 1-28-6	鹿児島市伊敷 1-8-40 坂口ビル 2F	令和 5 年 10 月 2 日
鹿児島県建築政治連盟	中村 明人	会計責任者の氏名	井手之上 浩幸	新保 高志	令和 5 年 7 月 1 日
鹿児島県美容政治連盟	谷上 司	会計責任者の氏名	若宮 優子	稲田 光章	令和 5 年 3 月 1 日
鹿児島県林業政治連盟	下清水 久男	代表者の氏名	下清水 久男	田中 光一	令和 5 年 10 月 2 日
鎌田愛人後援会	鎌田 愛人	会計責任者の氏名	鎌田 愛正	山畑 倭江	令和 5 年 2 月 1 日
しい千恵後援会	平隈 千恵	主たる事務所の所在地	南九州市川辺町清水 9429-3	南九州市川辺町平山 6592 番地 10	令和 5 年 10 月 15 日
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員関係政治団体	
清流会	梶井 敬志	会計責任者の氏名	梶井 敬志	梶井 敬親	令和 4 年 2 月 1 日
川内市医師連盟	久留 敏弘	会計責任者	岩川 俊二	小山 寿	令和 4 年

		の氏名			6月22日
田中けん一後援会	今福 重友	代表者の氏名	今福 重友	田中 富雄	令和 2 年 1 月 1 日
鶴菌真佐彦後援会	川原 裕一	主たる事務所の所在地	薩摩川内市樋脇町市比野 2389-1	薩摩川内市入来町浦之名 4450	令和 2 年 7 月 12 日
取違ひろふみと南九州市の再生を目指す会	取違 博文	会計責任者の氏名	中原 淳一	峯 苜 勝範	令和 4 年 12 月 1 日
ふくがわ勝久後援会	福川 勝久	主たる事務所の所在地	大島郡知名町芦清良2184-1	大島郡知名町大字知名2156-1	令和 5 年 4 月 1 日
		会計責任者の氏名	福川 真理子	井原 米吉	

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県遺族連合会支部	鹿児島市鴨池二丁目30-8	山元 正光	令和 5 年 10 月 10 日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
新しい指宿をつくる市民の会	指宿市湯の浜三丁目11番32号	伊地知 忠光	令和 5 年 10 月 24 日
指宿の未来へつなぐ会	指宿市十町889番地	竹下 章雄	令和 4 年 12 月 15 日
近藤よしみつ後援会	鹿屋市串良町岡崎2452-1	久木田 弘	令和 4 年 12 月 31 日
豊留悦男後援会	指宿市東方755	大重 勝弘	令和 5 年 10 月 1 日
向井俊夫後援会	奄美市名瀬長浜町27番1号	浦江 昌史	令和 4 年 12 月 31 日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
叶 幸治	叶 幸治	奄美市議会議員	叶こうじ後援会	奄美市名瀬浦上町21-2	令和 5 年 10 月 10 日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岩重 礼	岩重あや後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市伊敷台 1-28-6	鹿児島市伊敷1-8-40坂口ビル2F	令和 5 年 10 月 2 日
平隈 千恵	しい千恵後援会	公職の種類	南九州市議会議員	衆議院議員	令和 5 年 10 月 15 日
		主たる事務所の所在地	南九州市川辺町 清水9429-3	南九州市川辺町 平山6592番地10	

公安委員会告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 11 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pルパン三世真速9YS1Y	株式会社平和	310139
ぱちんこ遊技機	P七つの美德V2A	株式会社高尾	1P1894
ぱちんこ遊技機	P s i n七つの大罪V3B	株式会社高尾	3P1005
回胴式遊技機	Lガールズ&パンツァー最終章H1	株式会社平和	3S1400
回胴式遊技機	Lゴジラ対エヴァンゲリオンjA	株式会社ジェイビー	3S1349